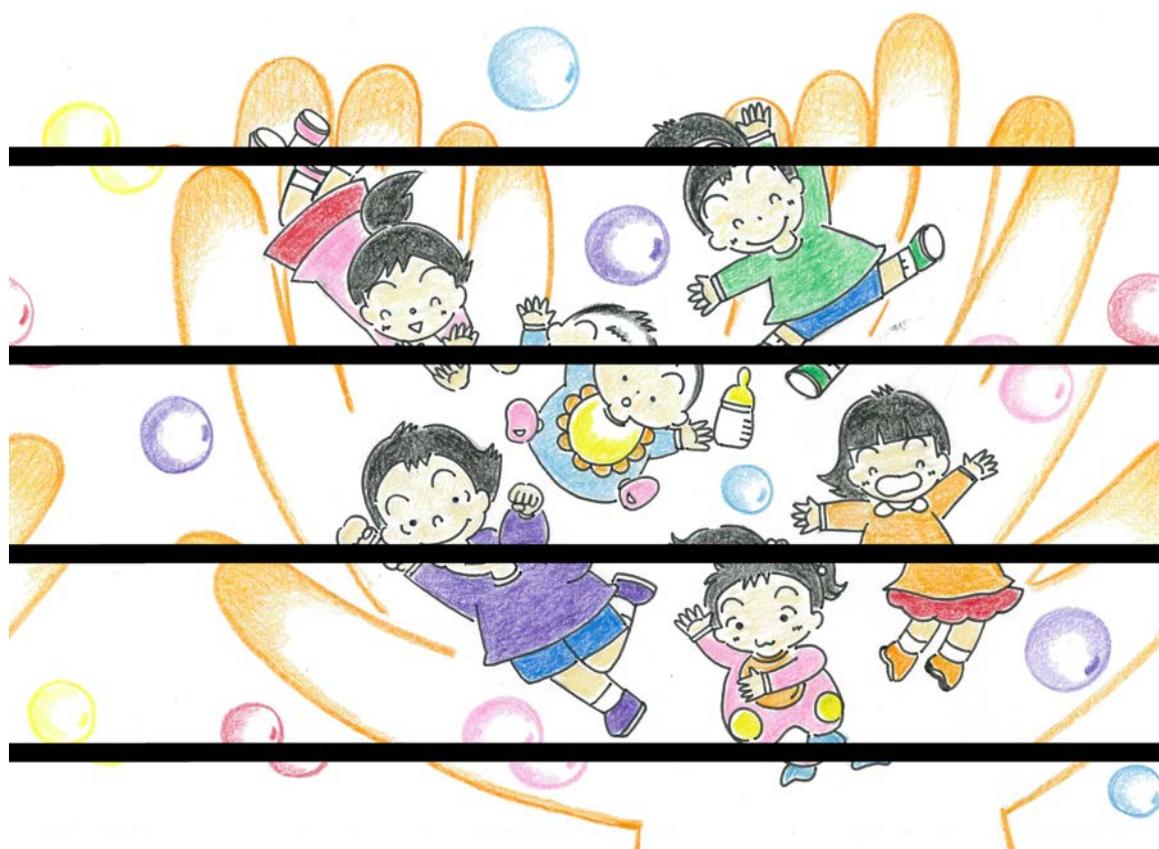


市川市保育計画 (案)

待機児童解消に向けて

〈平成22年度から平成26年度〉



平成26年4月改定

市川市

目 次

I. 【はじめに】	
1. 計画策定の背景及び目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	3
II. 【保育をめぐる状況】	4
III. 【市が目指す保育行政のあり方】	5
1. 市川市の現状について	
(1) 総人口及び年齢4区分別人口	5
(2) 就学前児童数の推移	6
(3) 就学前児童の状況	7
(4) 就学前児童をもつ保護者の就労状況	7
(5) 就学前児童をもつ母親の就労日数および時間の状況	8
2. 市川市の保育の現状について	
(1) 待機児童数の推移	9
(2) 保育園定員の推移	10
(3) 市川市の施設別保育サービスの現状	11
(4) 特別保育事業の実施状況	12
3. 市川市の要保育児童数の推移について	13
IV. 【待機児童解消に関する基本的な考え方】	14
1. 待機児童解消の施策	15
(1) 保育園整備	16
(2) 既存保育園の改修による定員増	16
(3) 分園整備による定員増	16
(4) その他	16
・ 保育園入園率の向上・弾力化	16
・ 社会福祉法人以外の保育園運営事業者について	16
・ こども園の設置及び活用の方向性について	17
・ 大型マンション建設に伴う保育園の設置	17

(5) 保育士等処遇改善臨時特例事業	17
2. 待機児童を生み出さない施策	18
(1) 認証保育園の創設	18
(2) 家庭保育（ファミリー・ママ）の受入れ	19
(3) 保育園の一時預かり・特定保育事業	19
(4) 幼稚園預かり保育の充実	19
(5) 保育園以外での一時預かり保育	19
(6) 子育てコーディネーターの育成活用	19
(7) インターネットを活用した民間情報提供	19
(8) マイ保育園登録事業	20
(9) 子育て支援拠点の充実	20
(10) こどもショートステイ事業	20
(11) 子ども家庭総合支援センターの充実	20
(12) ファミリーサポートセンター事業	20
(13) 乳児家庭全戸訪問事業	20
(14) 養育支援訪問事業	21
3. 多様な保育サービス	21
(1) 24時間保育の導入	21
(2) 送迎システム、送迎ステーションの検討、導入	22
(3) 病児・病後児保育	22
(4) 延長・休日保育の拡充	22
(5) 障害児保育の充実	22
(6) 簡易（認可外）保育園園児補助金について	22
(7) 保育園の第三者機関評価事業	22
(8) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	23

I. はじめに

1. 計画策定の背景及び目的

保育計画とは、市町村が保育サービスの提供に関して策定するもので、児童福祉法第56条の8第1項¹では、保育の需要が増大している市町村は保育サービスの供給体制の確保に関する計画を定めるものとされており、また、児童福祉法施行規則第40条第1項²では、保育計画の策定対象は、前年度の4月1日現在の待機児童数が50名以上の市町村と規定しています。

本市は平成21年4月1日現在の待機児童数がこの基準に該当することから、児童福祉法の規定に基づく保育計画を策定するものです。

¹児童福祉法56条の8第1項

「保育の実施への需要が増大している市町村(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において「特定市町村」という。)は、保育の実施の事業及び主務省令で定める子育て支援事業その他児童の保育に関する事業であって特定市町村が必要と認めるものの供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

²児童福祉法施行規則第40条

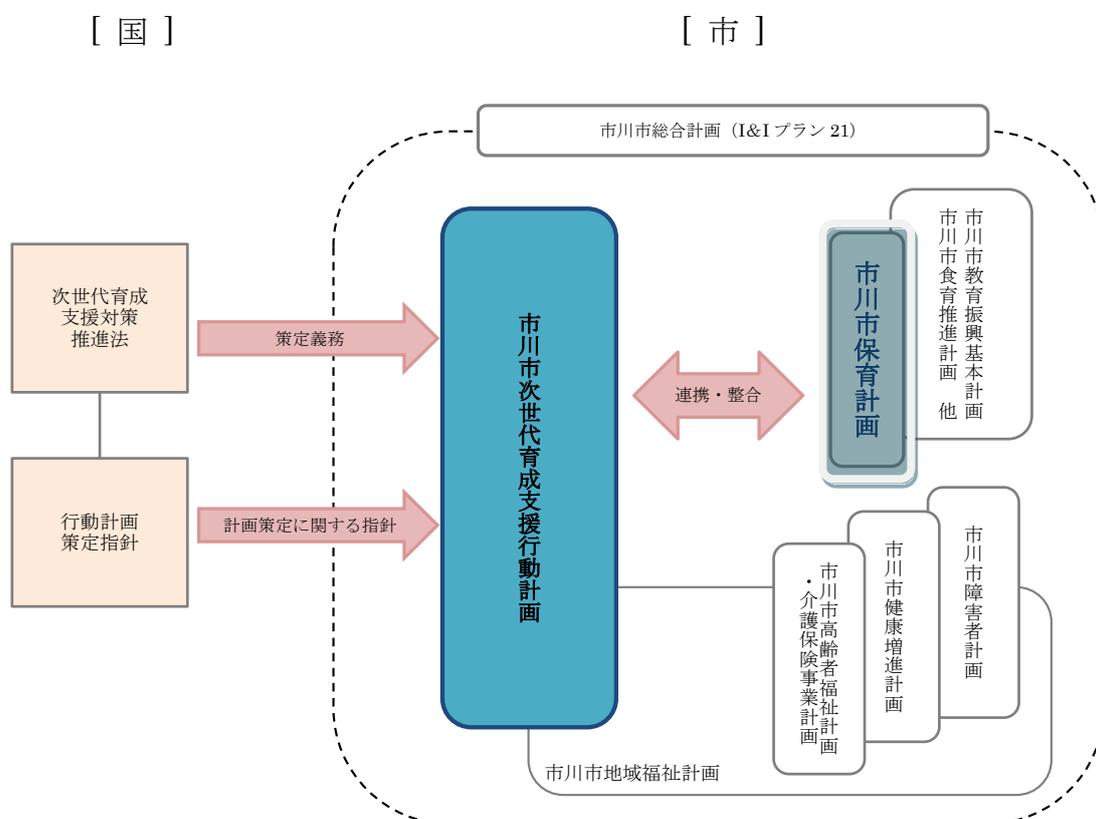
法第56条の8第1項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

(1)前年度の4月1日において、保育の実施の申込みを行つた保護者の当該申込みに係る児童であつて保育の実施が行われていないものの数が50人以上あること。

～以下略～

2. 計画の位置づけ

- 本計画は、増加する保育需要に対応し、待機児童の解消を図るため、本市の保育施策に取り組むための指針として位置づけるものです。
- 本計画は、平成 15 年 7 月に改正された児童福祉法第 56 条の 8 に基づき策定するもので、次世代育成支援対策推進法に基づく「市川市次世代育成支援行動計画〔後期計画〕（平成 22 年度～平成 26 年度）」とも整合を図ります。
- 本計画は、計画期間内における着実な事業の実施を図るため、毎年、事業の進捗状況を管理し、適宜見直しを行います。



《市川市次世代育成支援行動計画の基本理念・基本方針》

子どもは、生まれたときから、家族の一員であり、市川市の市民であり、社会の一員となるかけがえのない存在です。そのため地域全体で「市川っ子」を育てていく社会をつくっていきます。

また、これまで保護の対象としてのみとらえがちだった子どもたちを、権利の主体として尊重し、一人ひとりの最善の利益を保障する子どもの権利条約の視点を大切にします。

以下の基本方針にもとづき、子ども自身が、家庭や地域で尊重されているという実感をもてる市川市に未来を築いていきます。

子ども自身が尊重される社会

すべての子どもと子育て家庭を支える社会

男女が共に子育てしやすい社会

地域全体で子どもを育む社会

3. 計 画 期 間

計画期間は、平成 22 年度～平成 26 年度までの 5 年間とします。

Ⅱ. 保育をめぐる状況

わが国においては、少子化対策が最重要政策課題に位置づけられています。

近年 24 年ぶりに合計特殊出生率が 3 年連続で上昇したという明るいニュースがあったものの、2005 年に 109 万人であった出生数が 2030 年には 70 万人、2055 年には 45.7 万人に下がるという推計もあり、少子化が将来の社会構造の存立基盤を揺るがすような問題となっています。子どもの数が減っている一方で、家庭や地域の養育力が低下してきており、乳幼児の育児において不安や孤立感をかかえる保護者の増加に伴う虐待の増加などが指摘されています。

政府ではこうした情勢を踏まえ『「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議』等で、少子化から働き方の問題まで、すべての子どもと子育ての家庭を社会全体で支えていくとの基本的な方向性のもとに、総合的な少子化対策等の検討を行ってきたところです。

こうした経過を経て国は、2008 年 2 月に『新待機児童ゼロ作戦』を策定し、向こう 10 年間、計画的に保育サービスの充実を図ることとしています。

昨今の経済危機の状況のもと、就労を求める女性が急増し、それに呼応した待機児童も急増していることから、緊急対策事業として『新待機児童ゼロ作戦』の計画を前倒しした安心こども基金を創設し、時限付きではあるものの待機児童解消に向けた大胆な予算措置及び政策が図られました。

歴史的な政権交代があった現在は、変化の連続であり、迅速な対応がより一層求められている状況にあります。今後も保育を取り巻く行政は、本腰を入れた待機児童解消の施策の推進とともに車の両輪の関係として『仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章』の行動指針で示された残業削減等の数値目標の達成や育児休業制度の拡充等、働き方の改革と併せて少子化対策への積極的な取り組みが推進されるものと思われます。

Ⅲ. 市が目指す保育行政のあり方

本市は、少子化対策の一環として仕事と家庭の両立支援の充実を図り多様な保育ニーズに
 応えるために、子ども家庭総合支援センターを平成 17 年に立ち上げ、子育て相談の一元化
 を図るとともに、ファミリーサポートセンター、つどいの広場、地域子育て支援センター、
 保育園の整備、或いは放課後保育クラブの整備及び増員等、各種支援を行ってきました。

また、経済支援として、乳幼児医療費の助成拡大、私立幼稚園園児補助金等の充実を図っ
 てきました。

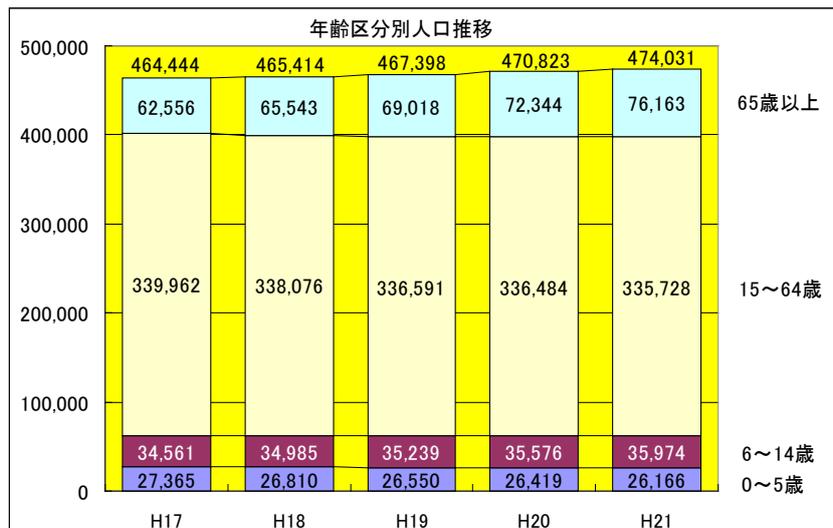
しかしながら、社会経済情勢の変化や意識の変化、働き方の多様化などにより、今後も保
 育需要はますます高まるものと予想されます。

本市はこうした状況を踏まえ、限りある財源を最大限に生かし、すべての子育て家庭が安
 心して子育てができるよう、保育園の建設、既存保育園の改修等による定員増、分園整備及び
 定員弾力化、また、認証保育園の創設、家庭保育制度（ファミリー・ママ）の更なる拡充、
 幼稚園の預かり保育の推進等、ハードとソフトの両面から待機児童解消及び待機児童を生み
 出さない施策を展開していきます。

1. 市川市の現状について

(1) 総人口および年齢 4 区分別人口

本市の総人口は、平成 21 年 3 月 31 日現在 474,031 人で、一貫した増加傾向
 にあります。その内訳をみると、65 歳以上が一貫して増加しており、その他の年齢
 区分は横ばいとなっています。



(2) 就学前児童数（0歳児から5歳児）の推移

就学前児童数は、平成17年から平成21年を見ますと毎年減少傾向であります
が、特に平成17年から平成18年においては555人と大きく減少しております。

平成17年と平成21年を比較した場合、1,199人減少しており、これには様々な
要因があると思われませんが、昨今の少子化現象は本市においても同様であります。

表 年齢別就学前児童数の推移（住民基本台帳と外国人登録の合計）〔資料：市川市〕
各年3月31日現在

区 分	17年	18年	19年	20年	21年
0歳児	4,758	4,488	4,699	4,725	4,529
1歳児	4,750	4,627	4,399	4,612	4,634
2歳児	4,572	4,576	4,468	4,194	4,472
3歳児	4,550	4,396	4,420	4,340	4,015
4歳児	4,450	4,378	4,314	4,293	4,289
5歳児	4,285	4,345	4,250	4,255	4,227
合 計	27,365	26,810	26,550	26,419	26,166

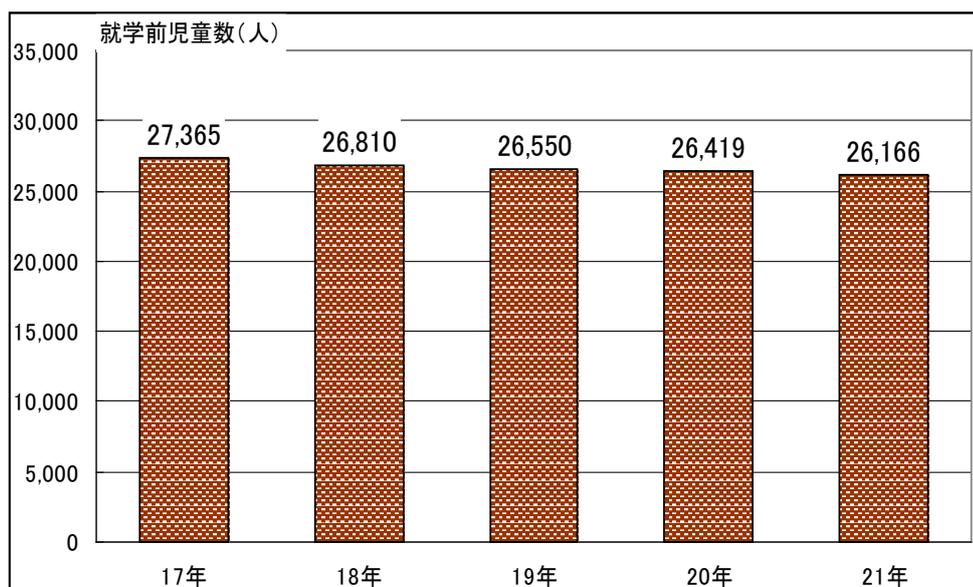


図 就学児童数の推移〔資料：市川市〕

(3) 就学前児童の状況

本市の就学前児童の状況としては、0～2歳までは、約2割弱が保育園に通園し、残りは在宅で育児を行っている状況です。

3～5歳では、約6割が幼稚園、約3割が保育園、残りの1割が在宅で育児を行っている状況です。(平成21年5月1日現在)

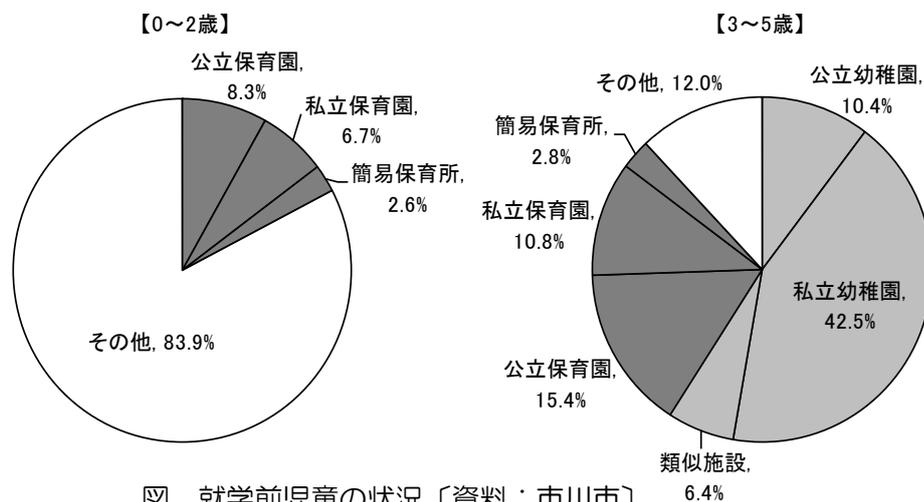


図 就学前児童の状況〔資料：市川市〕

(4) 就学前児童をもつ保護者の就労状況

「市川市次世代育成支援行動計画市民ニーズ調査」(平成20年10月実施、0～5歳のいる2,500世帯を対象)によると、就学前児童をもつ保護者の就労状況について、父親は「フルタイム」が93.8%で圧倒的に多くなっています。

一方、母親は「現在は就労していない」が58.1%となっており、就労している人については「フルタイム」13.6%、「パート・アルバイト等」13.5%となっており、父母の働き方の違いが表れています。

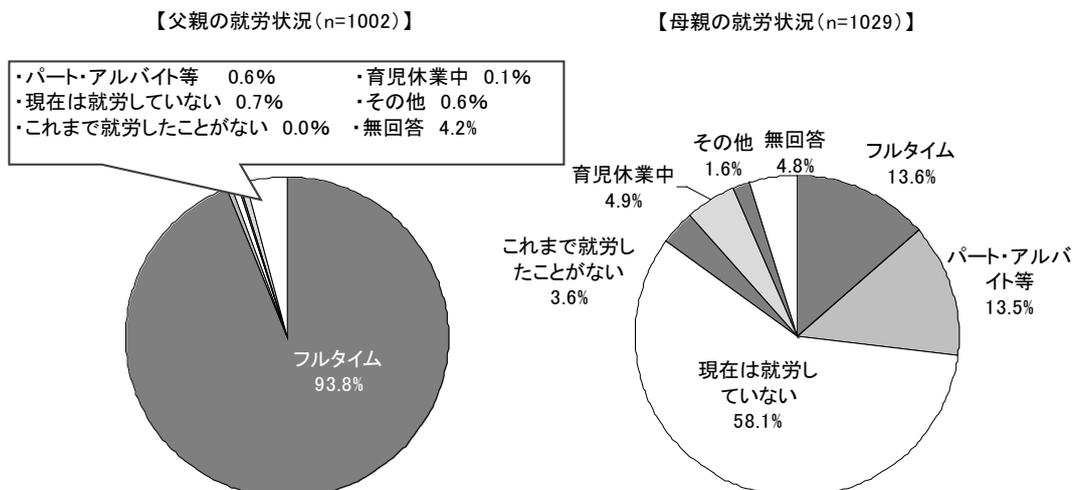
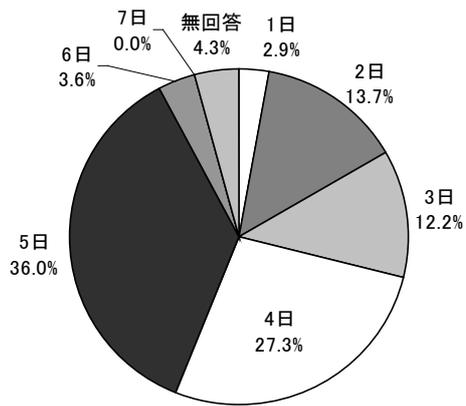


図 保護者の就労状況

〔資料：21年3月市川市次世代育成支援行動計画市民ニーズ調査報告書〕

- (5) 就学前児童をもつ母親の就労日数および時間の状況（パート、アルバイト等）
 パート、アルバイト等で働く母親の一週あたりの平均就労日数は4日、1日あたりの就労時間は5.2時間となっています。

パート・アルバイトでの就労状況(1週あたりの勤務日数)



パート・アルバイトでの就労状況(1日あたりの勤務時間)

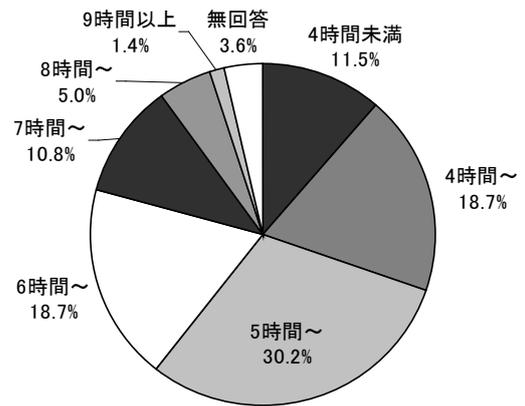


図 就学前児童をもつ母親の就労日数および時間の状況
 [資料：21年3月市川市次世代育成支援行動計画市民ニーズ調査報告書]

2. 市川市の保育の現状について

(1) 待機児童数の推移

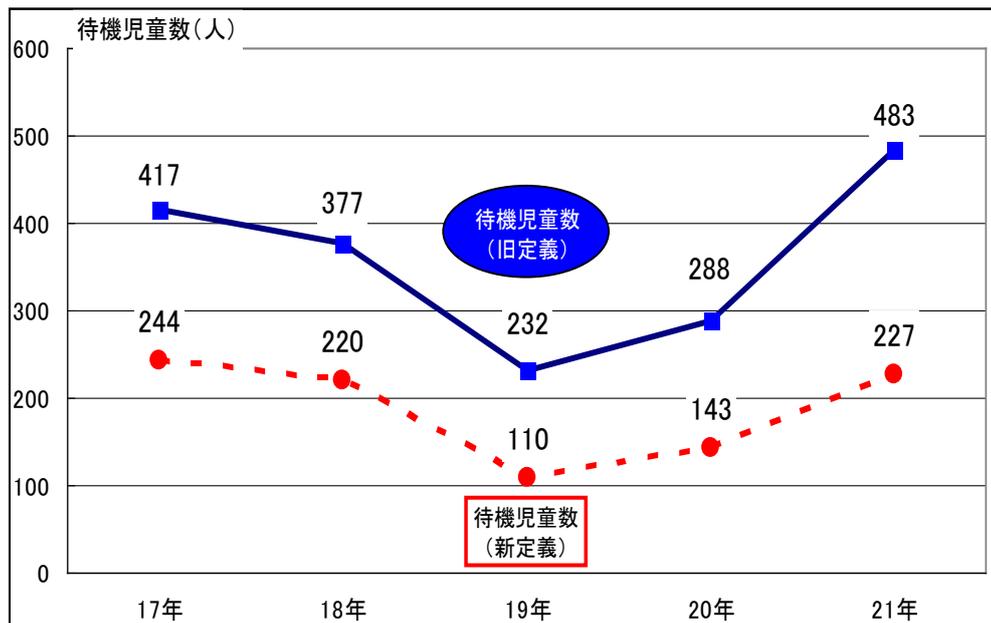
待機児童数の状況を見ますと、平成17年から平成19年までは減少していますが、平成20年から再度増加傾向となり、平成21年には急激な増となっています。

平成20年からの大幅な待機児童数の増加現象は、女性の社会進出の一般化に加え、昨今の経済状況の悪化などにより共働きをせざるを得ない子育て世帯が急増していることも一つの要因であると思われます。

<待機児童数の推移>

(各年4月1日現在)

年 度	17年	18年	19年	20年	21年
旧定義	417人	377人	232人	288人	483人
新定義	244人	220人	110人	143人	227人



※待機児童の定義

- ◆旧定義による待機児童とは、入所要件を満たし、認可保育園へ入所申込が提出されているが、入所できていない児童をいう。
- ◆新定義による待機児童とは、旧定義による待機児童から以下の児童を除いたものをいう。
 - ①認可外保育施設(簡易保育園)を利用している児童
 - ②家庭保育(ファミリー・ママ)事業を利用している児童
 - ③特定の保育園(第1希望のみ)を希望していることで待機となっている児童

(2) 保育園定員の推移

保育園定員は、平成17年度から保育園の新設、分園の設置など施設整備を進め、624人の定員増を図りました。

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計
定員増	0人	132人	318人	80人	94人	624人

<地区別の待機児童数と保育園定員>

平成21年4月の待機児童を12地区別に見ますと、南部地域が最も多く、南行徳地区95人、行徳地区92人となっています。以下、待機児童の多い主な地区としましては、中部地域の信篤地区47人、本八幡駅南地区41人、北部地域の大柏地区41人、国分・国府台地区30人となっています。

地域別の保育園定員は、平成21年の4月時点で北部地域1,045人、中部地域2,264人、南部地域1,925人となっています。

(平成21年4月1日)

地 区		保育園定員	待機児童数
北部地域	大柏	270人	41人
	宮久保	160人	20人
	曾谷	300人	21人
	国分・国府台	315人	30人
	計	1,045人	112人
中部地域	市川	120人	20人
	八幡	290人	20人
	中山	470人	29人
	市川駅南	714人	27人
	本八幡駅南	460人	41人
	信篤	210人	47人
	計	2,264人	184人
南部地域	行徳	802人	92人
	南行徳	1,123人	95人
	計	1,925人	187人
合 計		5,234人	483人 ※(227人)

※新定義による待機児童数

(3) 市川市の施設別保育サービスの現状

本市では、公立保育園 28 園、私立認可保育園 27 園及び家庭的保育、簡易保育園等により保育サービスを提供しています。

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

種 別	運 営	園 数	入 所 児 童 数
公 立 保 育 園	市 直 営	24園 (他分園1園)	2,529人
	民 間 委 託	4園 (他分園1園)	416人
	小 計	28園 (他分園2園)	2,945人
私 立 保 育 園	社会福祉法人	24園 (他分園1園)	2,135人
	学 校 法 人	1園	49人
	株式、有限会社	2園	83人
	小 計	27園 (他分園1園)	2,267人
合 計		55園 (他分園3園)	5,212人
家庭保育制度 (ファミリー・ママ)		11人 (ファミリー・ママ)	利用者 7人
簡 易 保 育 園		28園	712人
総 合 計			5,931人

(平成 22 年 4 月より市直営 24 園のうち、3 園が民間委託実施)

(4) 特別保育事業の実施状況

就労形態の変化や女性の社会進出に伴う保育ニーズの多様化に対応するため、保育園では、次のような特別保育事業を行なっています。

(平成21年4月1日現在)

種 別	園 数	区 分	実施園数
公立保育園 (28園)	市 直 営 (24園)	一時・特定保育 延長保育 産休明け保育	6園 24園 3園
	民 間 委 託 (4園)	一時・特定保育 延長保育 産休明け保育 病後児保育(体調不良児対応型)	1園 4園 4園 1園
私立保育園 (27園)	社会福祉法人 (24園)	一時・特定保育 延長保育 産休明け保育 病後児保育 (病後児対応型) (体調不良児対応型)	18園 24園 23園 2園 (1園) (1園)
	学 校 法 人 (1園)	一時・特定保育 延長保育 産休明け保育 病後児保育(体調不良児対応型)	1園 1園 1園 1園
	株式、有限会社 (2園)	一時・特定保育 延長保育 産休明け保育	1園 2園 2園
医 療 法 人		病後児保育(病後児対応型)	2施設
計 (保育園 55園) (医療法人 2施設)		一時・特定保育	27園
		延長保育	55園
		産休明け保育	33園
	病後児保育	病後児対応型	3園
	体調不良児対応型	3園	

3. 市川市の要保育児童数の推移について

将来の要保育児童数¹については、夫婦共働き世帯の増加や経済状況の変化、核家族世帯の増加による親の子育てに対する不安など様々な要素があり、推計が難しい状況ですが、平成26年までの要保育児童数の推移は次のとおりで年々増加傾向にあります。

表 人口および要保育児童数の推移（平成22年～26年）

区 分	22年	23年	24年	25年	26年
総人口	475,294	474,160	470,952	468,367	470,285
就学前児童数	25,889	25,499	24,960	24,393	24,060
要保育児童数	5,651	5,846	6,064	6,185	6,501
要保育児童の割合	21.8%	22.9%	24.0%	25.4%	27.0%

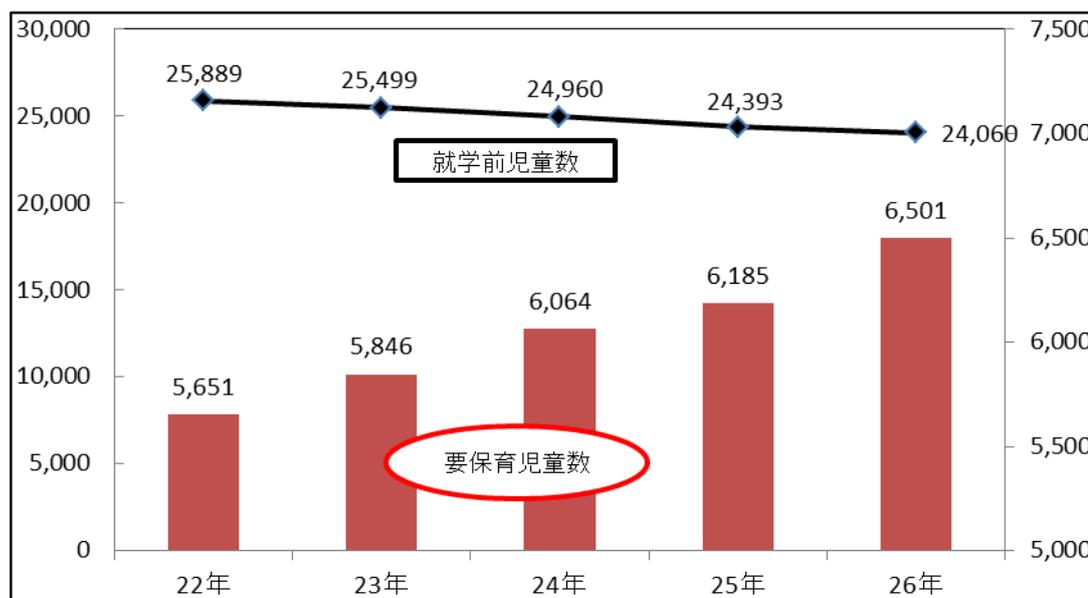


図 就学前児童数および要保育児童数の推移（平成22年～26年）

¹ 要保育児童数

認可保育園の入園児童数と待機児童数の合計

IV. 待機児童解消に関する基本的な考え方

本市では、平成 17 年に 244 名いた待機児童が保育園の新設等の推進により平成 19 年 4 月 1 日現在で 110 名にまで減少し、一定の成果が得られたところですが、「子どもを預けられる状況が整備されれば働きたい」との潜在的なニーズが顕在化し新たな待機児童を生んでいる状況であり、平成 25 年 4 月 1 日現在で 336 名まで達しました。

その後も集中的に保育園整備等に取り組み、平成 26 年 4 月 1 日現在では 297 名に減少しましたが、要保育児童数は一貫して増加しており、平成 26 年には 6,501 人となることから、これら要保育児童への対応として保育園整備並びに保育機能を兼ねた子育て支援策を展開していく必要があります。

本計画では、今後の待機児童解消に向けた主な取り組みとしまして、

「待機児童解消の施策」

「待機児童を生み出さない施策」

「多様な保育サービスの施策」

の 3 つを柱とした施策を進め、待機児童ゼロを目指していきます。

「待機児童解消の施策」

新設園の建設、既存保育園の改修等による定員増、認証保育園の創設、私立保育園の分園整備及び定員の弾力化等による受け入れ枠の拡大を図ります。

「待機児童を生み出さない施策」

一時預かり保育の充実、私立幼稚園による預かり保育の推進、子育て拠点の充実のほか、利用者が必要なサービスが受けられるよう相談体制や情報提供等の充実を図り、待機児童を生み出さないようにしていきます。

「多様な保育サービスの施策」

直接的な待機児童解消施策ではありませんが、病児・病後児保育の推進、障害児保育の充実、延長保育・休日保育の充実を図り、安心して働くことができるような環境を整えていきます。

1. 待機児童解消の施策

《整備の考え方》

保育園の整備については、民間事業者の積極的な誘致を基本とし、保育需要に対応する保育園定員の増員を図るとともに、その運営も民間事業者による運営を基本とします。

民間事業者の誘致にあたり、公有地を保育園整備用地として貸与するなど民間事業者が参入しやすい環境を整えるとともに、地域の保育需要に考慮し地域間のバランスの取れた配置を目指し、待機児童の解消に向けた取組みを進めていきます。

《地域別整備の考え方》

○北部地域

待機児童が他の地域より比較的少なく、今後大幅な待機児童の増加は見込めないことから、増改築に伴う定員増及び分園の整備で対応していきます。

○市川・八幡地域

当分の間は就学前児童数の増加とともに要保育児童の増加も見込まれることから、私立保育園の創設を中心に対応していくこととし、それに加えて、増改築に伴う定員増及び分園の整備も併せて進めていきます。

○信篤・田尻地域

市街化調整区域や工業地域が多くを占めており、保育園整備が困難な地域となっているものの、今後、待機児童の増加が予想される地域であることから、保育園の創設及び分園の整備で対応していきます。

○行徳・南行徳地域

以前から待機児童が多い地域で、これまでもほぼ毎年保育園整備を進めてきていることから、今後については、待機児童数の推移を見て、保育園が必要な状況になった場合には、私立保育園の創設や分園の整備で対応していきます。

《保育園整備事業目標》

計画当初の現況 (平成22年4月1日)	事業内容	事業目標 (平成27年4月1日)
公立保育園 (28園) 私立保育園 (29園) 計 (57園) 定員 5,442人	《北部地区》 5施設 230人 《中部地区》 7施設 396人 《南部地区》 10施設 597人 定員 1,223人 ※ 新築、増改築等を含む	公立保育園 (25園) 私立保育園 (46園) 計 (71園) 定員 6,665人 【施設数の増 14施設】 【分園数の増 1施設】 【増改築等 7施設】 【定員増 1,223人】

(1) 保育園整備

待機児童が多い地域や、今後、就学前児童の増加が見込まれる地域を中心に、新設の保育園整備を推進していきます。

(2) 既存保育園の改修による定員増

既存の私立保育園または公立保育園の増改築等の改修時に定員枠の拡大を図ることで、待機児童の解消につなげていきます。

(3) 分園整備による定員増

大幅な待機児童の増加は見込めないものの、少数の待機児童は残ると予想される地域や、保育園を整備する土地の確保が難しい地域においては、公共施設や空きテナントなどに、近隣の保育園の分園を整備していきます。また、教育委員会と連携を図り、余裕教室を活用した保育園の分園整備についても検討していきます。

(4) その他

・保育園の入園率の向上・弾力化

保育園の定員の弾力化をきめ細かく検証、検討し、入園率の向上を図ります。

・社会福祉法人以外の保育園運営事業者について

国の規制緩和により社会福祉法人以外の事業者に保育園運営の門戸が開かれたことから、新たな運営主体による保育園誘致のあり方について検討していきます。

- こども園の設置及び活用の方向性について
今後の少子化・待機児童対策の一環として、就学前の子どもに対し幼児教育・保育を一体として捉えたこども園整備について検討していきます。
- 大型マンション建設に伴う保育園の設置
大型マンションが建設された場合、一時的に人口、特に就学前児童数が急増する可能性があることから、認可保育園を含めた保育施設等の設置義務のあり方について検討していきます。

(5) 保育士等処遇改善臨時特例事業（新規）

保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うことにより、保育士の確保を進めます。

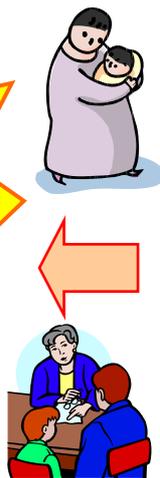
2. 待機児童を生み出さない施策

核家族化の進展や就労形態の多様化に伴い、地域社会の子育て力の低下が見られるようになってきたことから、就労家庭や在宅家庭において子育てへの負担感が大きくなるとともに様々な問題が顕在化するようになってきました。

このような家庭が抱える子育てによるストレスや育児不安を解消し保育園需要を軽減させるために、育児相談や特定保育、リフレッシュ保育などの各種施策を充実させていきます。

■ 待機児童を生み出さない施策の展開

保育園及び在宅子育て共通保育サービスを活用し
地域での子育て力の向上で



- 認証保育園の創設
- 家庭保育の受け入れ
- 保育園での一時預かり、特定保育
- 幼稚園預かり保育
- 保育園以外での一時預かり
- 子育てコーディネーター
- インターネットを活用した民間情報の提供
- マイ保育園登録制度
- 子育て支援拠点の充実
- こどもショートステイ
- 子ども家庭総合支援センター
- ファミリーサポートセンター
- 乳児家庭全戸訪問
- 養育支援訪問

(1) 認証保育園の創設（新規）

新たに市独自の認証基準を検討し、主に駅周辺に認証保育園の設置を促進することで、待機児童につなげていきます。また、多くの方が利用している認可外保育施設については、保育環境の向上を図るため、市の要件を満たす施設への導入をあわせて検討していきます。

(2) 家庭保育（ファミリー・ママ）の受入れ（拡充）

市が委託している家庭保育員（ファミリー・ママ）が保護者の代わりに自宅で子どもを保育する制度で、保育の対象は生後 6 ヶ月～4 歳未満、現在、週 5 日で午前 8 時から午後 5 時までの設定です。受入れ枠が拡大され、この制度を利用することによって待機児童の減少につながることから、乳児が安心して保育ママの下で保育することができるよう専任の指導員による巡回指導や近隣の公立保育園が連携保育園としてファミリー・ママをサポートするとともに、講習や研修、休暇等の対応も進めていきます。また、ファミリー・ママが特定の場所に集まり、合同で保育するなどの制度の拡充についても検討していきます。

(3) 保育園の一時預かり・特定保育事業（拡充）

保護者の傷病、出産、育児疲労の解消や、保育園入園要件には満たない就労等で子どもの保育が一時的、断続的に困難になる場合、保育園で子どもを預かる、一時預かり、特定保育を実施します。今後は、ニーズに併せて拡大を図っていきます。

(4) 幼稚園預かり保育の充実（拡充）

預かり保育は私立幼稚園在園児の保護者の就労やリフレッシュ等を支援するため通常保育時間外に実施している制度であり、今後、さらに実施園数及び夏休み等の長期休暇への拡充が図れるよう検討していきます。

(5) 保育園以外での一時預かり保育（新規）

子育てしやすい環境づくりの一環として、子育てのストレスや育児疲れを解消し子ども向けのエネルギーの再生、虐待の予防・防止につなげる「リフレッシュ保育」サービスを提供する、リフレッシュに特化した施設の整備を検討していきます。

(6) 子育てコーディネーターの育成活用（新規）

子育て支援サービスに関する情報提供と相談を行うとともに、利用者のニーズに合ったサービスをマネジメントする子育てコーディネーターを設置し、利用者の家庭状況・就労状況等に適したサービスメニューを提案することにより、利用者のニーズに合った支援を的確に提供していきます。

(7) インターネットを活用した民間情報提供（新規）

行政情報のみならず、NPO、サークル、市民、企業等によって地域で行われている様々な子育て支援に関する民間情報を充実・提供していくため、地域のコミュニティサイトを立ち上げている市民団体等（協力団体）を支援し、インターネットにより広く情報を提供していきます。

(8) マイ保育園登録事業（新規）

利用者の希望により身近な公立保育園をマイ保育園として活用することで地域における子育てを支援していきます。登録により、プレママ（妊婦）がマイ保育園で調乳や授乳、こどもとの遊びや接し方、おむつ交換の仕方等を体験し、保育士と対話することで、育児の不安や心配をやわらげることができるようにします。産後には、園で実施するイベントや地域交流への参加を促し、登録園を身近な相談の場として活用することで、在宅育児をサポートしていきます。

(9) 子育て支援拠点の充実（継続）

子育て中の親子が気軽に集える場として、子育て支援拠点（地域子育て支援センター、親子つどいの広場、こども館）を設置して、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進、相談・援助、地域の子育て関連情報の提供等を行います。

(10) こどもショートステイ事業（継続）

保護者の疾病・出産・出張等により、数日にわたり家庭において児童の養育が困難となった場合、宿泊施設で子どもを預かるサービスを実施します。

(11) 子ども家庭総合支援センターの充実（継続）

子どもと子育て家庭に関する総合相談窓口として設置しており、保健・福祉・教育等に関する基本的な問い合わせやサービスの紹介等に応じるとともに、手続きや相談が必要な場合には、関係機関と連携して相談から問題解決等に至るよう適切な支援を実施します。

(12) ファミリーサポートセンター事業（継続）

育児の支援をしたい会員、育児の支援を受けたい会員、両方を利用したい会員を組織化し、子育てに関する人と人との相互援助活動として、保育園・幼稚園・放課後保育クラブへの送迎・送迎後の預かり等のサポートを行います。

(13) 乳児家庭全戸訪問事業（継続）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する様々な不安や悩みを聴き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。

(14) 養育支援訪問事業（継続）

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施します。

3. 多様な保育サービス

働く女性が増加する中、母親が自身のライフスタイルに応じて、パートタイム勤務をはじめとする多様な働き方を選択するようになってきたことから、様々な保育ニーズに対応した就労継続の支援策が求められています。

今後は、新たな保育ニーズに対応した保育サービスの検討をはじめ、これまで実施してきた保育サービスの拡充等を進めることで、多様な働き方を選択する保護者が安心して働くことができるような環境を整えていきます。

■ 保育サービスの充実



就労家庭に対する
保育サービスの充
実により安心して
仕事、子育てがで
きる環境整備



- ・24 時間保育の導入
- ・送迎システム、送迎ステーションの導入検討
- ・病児・病後児保育
- ・延長・休日保育
- ・障害児保育
- ・簡易（認可外）保育園園児補助金
- ・保育園の第三者機関評価
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化

(1) 24 時間保育の導入（新規）

子育て家庭の様々な働き方に対応するサービスとして、夜間、早朝、深夜等の保育が必要な方を支援するための24 時間保育サービスの導入を検討していきます。

(2) 送迎システム、送迎ステーションの検討・導入（新規）

利便性の悪さなどが要因となり入園率が低くなっている保育園を効率的に運用するために、駅前の保育園などを送迎拠点（ステーション）とし、市内各地の保育園へ乳幼児を送迎する送迎システムの導入を検討していきます。

(3) 病児・病後児保育（拡充）

子どもが病気回復期であるため、保育園に預けることができない、または仕事を休むことができない等の場合、医療機関等に併設された保育施設で子どもを預かる病後児保育を拡充していきます。また、病気中の子どもの受け入れ（病児保育）等についても医療機関を中心に受入施設を整備できるよう検討していきます。

(4) 延長、休日保育の拡充（拡充）

認可保育園で通常保育時間を越えて保育を行う、延長保育の実施施設数を拡充するとともに、保育時間の更なる延長について、地域の実情等を踏まえながら検討していきます。

また、日曜・祝日に就労等により保育が困難な家庭を支援するため、認可保育園における休日保育を拡充し、各地区の拠点となるよう、市内の主要駅周辺にある保育園での実施を中心に整備していきます。

(5) 障害児保育の充実（拡充）

障害等を持つ児童が、集団保育の中で、他の児童と共に育ちあっていく為に必要な保育環境や個別配慮等について、こども発達センターの臨床心理士等が各保育園を巡回し、保育士に適切な助言・指導を行います。

障害児保育等について、保育士の理解が深まるよう、こども発達センターの機能を活用していきます。

また、受け入れにあたっては、入園に関するマニュアルの見直しを進めていきます。

(6) 簡易（認可外）保育園園児補助金について（継続）

簡易保育園を利用している方に対しては、引き続き補助金を交付し、簡易保育園を利用する家庭の経済的負担の軽減を図るとともに待機児童の抑制につなげていきます。

(7) 保育園の第三者機関評価事業（継続）

認可保育園の運営及び保育内容に関して第三者評価機関による審査・評価を行い、より良い保育の提供ができているか検証し、その改善に取り組み、保育の質の向上を図り保護者からの信頼性を高め「子育ての安心」につなげていきます。また、評価内容については、広く公開します。

(8) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（継続）

「子どもを守る地域ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図るためのコーディネーター等の専門性強化を図るための取組や、ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組を支援します。



市川市保育計画

《待機児童解消に向けて》

発行日 平成 年 月

編集・発行 市川市こども部保育計画推進課

〒272-0021

千葉県市川市八幡3丁目4番1号 アクス本八幡2階

TEL047-711-3061（直通）

<http://www.city.ichikawa.lg.jp>